

特定空家等を除却した跡地に対し、 固定資産税等の一部を3年間減免します

長浜市では、特定空家等の早期解消及び周辺住民の安全・安心確保に加え、跡地活用の促進を図ることを目的に、特定空家等を除却した敷地について最長で3年間、除却前の住宅用地特例を適用した減税額分を固定資産税・都市計画税から減免します。
〔平成31年4月から実施し、令和2年度以後の固定資産税から適用します〕

減免の対象となる特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態として、長浜市が認定した特定空家等

ただし、以下に該当する場合は対象外となります。

- (1) アパート・寄宿舍等及び法人所有であった場合
- (2) 長浜市空家等に関する条例第19条第1項に基づく勧告を行っている場合



減免の対象となる土地

特定空家等の敷地として供され、住宅用地特例の適用を受けていた土地

※翌年度も住宅用地特例の適用がある場合は対象外となります。

【参考1】固定資産税・都市計画税の住宅用地特例について

固定資産税が課税される1月1日に住宅の敷地として利用されている土地を住宅用地といい、税の負担を軽減する措置が設けられています。(地方税法第349条の3の2)

住宅を取り壊すと非住宅用地となり、特例が受けられず、税負担が増えることとなります。

住宅用地の区分	適用範囲	固定資産税 課税標準額	都市計画税 課税標準額
小規模住宅用地	住宅の敷地で住宅1戸につき200㎡までの部分	評価額× 1/6	評価額× 1/3
一般住宅用地	住宅の敷地で住宅1戸につき200㎡を超え、住宅の床面積の10倍までの部分	評価額× 1/3	評価額× 2/3

減免の対象者

減免の対象となる土地の所有者

※市税等を滞納している場合は対象外となります。

減免の額

住宅用地特例で減額される額と同額

減免を行う年度の跡地の固定資産税等相当額から、特定空家を除却した日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度における特定空家の所在地にかかる固定資産税等相当額を差し引いた額を減免します。

減免を行う年度の跡地の固定資産税等相当額

(住宅用地特例が適用されていない土地に本来かかっている税額)

から

特定空家等を除却した日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度における特定空家等の所在地にかかる固定資産税等相当額

← (住宅用地特例が適用されている状態の税額)

を引くと、以下の部分が減免額となります。

(住宅用地特例により減額される税額)

減免の期間

特定空家等を除却し、住宅用地特例が適用されなくなった年度から3年間
ただし、減免の期間内でも次のいずれかに該当する場合には、該当する事実が発生した日が属する年度をもって減免期間を終了します。

- (1) 跡地が専ら居住の用に供された場合
- (2) 売買等の理由（相続は除く）により跡地の所有者が特定空家を除却した時点から変更となった場合
- (3) 跡地が営利目的で使用されている場合

申請手続き

毎年5月に、下記書類を添えて、税務課資産税グループまで申請してください。

- (1) 減免申請書
- (2) 跡地について、特定空家等の除却以降、引き続き適正に管理していることを報告する書類（写真等）
- (3) 同意書

<お問合せ>

減免申請に関すること : 長浜市役所税務課資産税グループ
〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地
TEL : 0749-65-6523

特定空家等に関すること : 長浜市役所建築住宅課すまい政策推進室
TEL : 0749-65-6533